料金別納郵便

「アイ・エー 経営者通信 」送付のご案内

浅春の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引立て を賜り厚くお礼申し上げます。今月も「アイ・エー経営者通信」をお届けします。

隣家の木の枝 (令和5年4月1日法改正) 民法

今まで、隣の木の枝が越境して自分の庭に伸びてきた時、勝手に切ることはできず、 隣家に切除させる必要がありました。本年4月1日の民法改正により以下の条件があれば可能になるそうです。・竹木の所有者への催告後相当期間に切除しないとき・所 有者の承諾を得る・承諾を得られなくても裁判で判決を得られれば代執行が可能・共 有者全員でなく1名の承諾(訴訟)で可能、など。今までに比較し大幅に迷惑を受け る側に有利になります。他にも隣地使用権の見直しにより、境界線付近の工事やライ フライン設置のための権利も認められるようになります。今回の民法改正では、所有 者が不明、特定困難な土地の扱いについても、対応しやすい形に変更されます。

割增賃金率 【令和5年4月1日法改正】 労基法

大企業においては 2010/4/1 から適用されていましたが、今年 4/1 から業種・規模・従業員数問わず、1 ヵ月 60 時間を超える法定時間外労働に対する割増率が、現行の25%以上から 50%以上に引き上げとなります。代替休暇の付与についても同様です。

デジタルマネー給与【令和5年4月1日法改正】 労基法

本来、賃金は原則として通貨によって支払うことと労基法で決められています。ただし、従業員が同意した場合は、従業員の指定する銀行口座などに振込むことが認められています。現在では一般的な口座振込も当初は例外だったのです。今回改定のデジタルマネー口座への振込も通貨払の原則への例外的な方法として、従業員の同意を得た場合に限り可能となります。会社にとっては、あくまで支払方法の選択肢が一つ増えたということで義務ではありません。デジタルマネー口座は指定を受けた資金移動業者の口座に限られ・口座残高が100万円を超えない・1円単位での出入金が可能・破綻や不正利用に対する仕組みの整備、等の要件があります。企業側にとっては手数料の削減や福利厚生、一部外国人など銀行口座の作れない従業員を雇用できるなどのメリットがありますが、銀行振込との二重運用、個人キーの管理、運用工数の増加などのデメリット、特にセキュリティー面や運用手順の心配があります。今後、一般的な仕組みとなる可能性を見越して、賞与や手当類の一部などとして段階的な導入を検討しても良いかもしれません。他にも4/1からは、大企業においては育休取得状況の公表義務化もスタートします。では今月もよろしくお願い申し上げます。

~トピックス~

ついこの前、シーズンが終わったばかりに思いますが、もう3月。いろいろなスポーツが、新シーズンを迎えようとしています。特に最近、連日ニュースで取り上げられているWBCは楽しみにされている方も多く、侍たちの活躍に期待したいと思います。

今大会は2年の延期を経て、満を持しての開催。しかも声を出しての応援も出来るようになりました。壮行試合も、昨シーズンまでの静かな雰囲気と異なり、楽器を使い歓声の上がる賑やかな試合でした。

ウィズコロナという表現すら聞かなくなり、元の日常に戻ろうという雰囲気です。スポーツに限らず、コンサートなど多くのイベントが、一定の対策を講じた上で、と断りを入れて開催されるようになってきました。

卒業式ではマスク不要になりそうですが、卒業生にとってはクラスメイトの素顔を見る最初で最後の機会になるのでしょうか。

そうはいっても、街中すべての施設でマスク不要とはなりそうもなく、各種対策も当分の間、現状維持となるでしょうか。しかも花粉の飛び交う中、私個人は、まだしばらくマスク無しではいられません。そしてF1の開幕にワクワクしてホンダの活躍を応援しています。(浅井)



モクレン

21日・春分の日

(弥生) MARCH

日	•	12	26
月	•	13	27
火	0	14	28
水	1	15	29
木	2	16	30
金	3	17	31
土	4	18	•
日	5	19	•
月	6	20	٠
火	7	21	۰
水	8	22	۰
木	9	23	٠
金	10	24	۰
+	11	25	

3月の税務と労務

国 税/令和4年分所得税の確定申 国 税/1月決算法人の確定申告(法 2月16日~3月15日

国 税/個人の青色申告の承認申請 国 税/7月決算法人の中間申告 3月15日

国 税/贈与税の申告

2月1日~3月15日

国 税/2月分源泉所得税の納付

国 税/個人事業者の令和4年分消

費税等の確定申告 3月31日

人税·消費税等) 3月31日

3月31日

国 税/4月、7月、10月決算法人の消 費税等の中間申告(年3回の 場合) 3月31日

3月10日 地方税/個人の都道府県民税、市町 村民税、事業税(事業所税) の申告 3月15日

ワンポイント 公金受取口座登録制度

預金口座の情報をマイナンバーとともに事前に国 (デジタル庁) に登録することで、給付金等の申請の際に申請書への口座情報の 記載や通帳の写し等の添付などが不要になる制度。口座情報は行 政機関等に提供されて、給付金のほか、年金、児童手当、所得税 の還付金等、幅広い給付金等の支給事務に利用されます。

認証取得

動しているのはマネジメント規めらです。ISO」という世界共通のは「ISO」という世界共通の規格で国際的に定められている規格で国際的に定められている規格で国際的に定められているがらです。ISO」という世界共通の規格に大別されます。多くの企業がその認証取得を目指して活動がある。

かなのどは、 か労適の、x かわらず、ISOの忍正又手等力が必要となります。にも I S O さまざまな種類があります 合認証を取得するには大変 規格にしても企業などがそ のマネジメント 規 格

組

活動

や環境活動を管

、ても

す

るため

の方です。

を目 か。 指 す 0) は 何 0) ためでしょう

I S O

が

制定されて

11

ます。

これらは

マネジメントシス

みて Ι S O いきましょう。 認 証 K 9 W 7 詳 L <

I S 0 とは

上の国家標準している組織 ています。 Standardization) 6 的 ブに本部 International Organization for な標準となる国際規格 国家標準 SOとはスイス iiがあり! れ世界で160-組織です。194 化 团 国 団体で構 際 略称 標 0) 準 ジ 4化機構 ユ ネ Ì

I S O あ術 2 という国 発 安全性や質が高まり世 を設けることで世界中 を提供できるようにしましょう」 で同じ品 をスムーズにするため 万あ 展させることに役立ちます。 5 ISO 規 方、 食品安全・農業・ ゆ ゆる分野 のる規格の国際的 が 質、 国際 格 品そのものではなく 同じレベル は、 的 を は工 な基準 世界中の製品の的に共通の基準を網羅しており 玉 業 際 製品 ・です。 医 「世界· 界貿易を 的 **必療など** のもの な取 • 技約 中引

> ます。 ネ A I S O $\begin{array}{c} 1\\4\\0\\0\\1\end{array}$ ものに品質マネジメントシステテム規格」と呼ばれ、代表的な ジメント 9 システム などの規 $0\\0\\1$ や環境マ Î S O が あ ń

必要性 ī S 0 9 0 0 1 認 証

0)

す。
ムの規格「ISO9001」で
るのは品質マネジメントシステ とになります。 なお墨付きをもらえるというこをする際、ISO認証は国際的 する際、 企業にとって海外でビ ISO認 特に重 証 一要視され は 国際系 国 的ス

マて S 典 1 誰工境 工程をマニュアル化することで境のマニュアル化です。作業のービスを提供するまでの作業環ービスを提供するまでの作業環 1 が作 おり .. 2 0 持できます。 89カ国、 I S O u r こっても同じ 世界で最も普及している v 9 e y 2 0 2 1) となっ 2 ント 0 1 およそ107 0 年 システムです。 1 現 で高 0) 在 認 I S e V 証 品 万(出数は 0 質 を

> 活客に対し 国際の を有利の にも有効です。 である 9 0 ŋ 頼を得られ輸 0 1 また、 を 取 得 国輸内出 す 組 ののる 織 の顧際と

I S 0 認証 0) X ゙リッ

格の中で特徴的な要求事項が同じになっていますが、その規同じになっていますが、その規格もほぼの規格の構成はどの規格もほぼが定められています。ISO 続的改善です。 テム規格には組織を管理運営す (1) PDCAサイ この中で特徴的な要求事項が、これでいますが、その規定になっていますが、その規規格の構成はどの規格もほぼ ISOのマネジメントシス P D C Aサイクル ク jv _ が作 I S O よる れる 項 継

それを試行錯誤することで継続め企業のシステムを構築します。 (2) 強的 ことで手順やルールを明確に定 こ の 4 る)」、「Check(確認する)」、 画を立てる)」、「Do(実行す A c t i o に改善され企業体質の改善や 化が図られ PDCAとは、 つの項目を繰り返し行う n(改善する)」で、 ます。 P 1 a n 計

作 順 責任と権 を明 することで責任や権 限が明 にしてマニュア 確 に な 限 る のル

ト務 ル率 心が化は業 図 囚れます。 シ

(3) く な る ミと なり など ŋ スし 間 Þ 7 ラ **ドク**, 问題が起きても知る社員同士の不見 ź 解 ブ り 决 とやす Ä を人 解決しって信感がなく てもシステム Ź 、なる ため、

・ 本が得ら、 ・ 小部の第三者の証明に、 ・ 外部の第三者の証明に、 ・ 大 ・ 本が得ら、 ・ 大 る認守 な築は的外 Ι こと Ŝ O 証 かで IJ 難 がて で得いがし ツ 1 るこ 引信 ため 頼れ 1 Ď 大 を とを示 ル 〇を取得する最大大や売上増加にもを示すことができればそれを公表す えま を をしっかりと遵いる。大企業ではなかが企業ではなかります。大企業ではなかが、 L た結果、 る

四 0 認 証 0) デ ノメ IJ 'n ŀ

\Box ス ١

文 確 書保認 化が証手 する 必取間 得や 作 で に は 事 Þ 前が 試マ ベニュ備かか 誤アや人 るを材

(2)者記 の録 Ŧ ルチ担務 べがが ĺ 大 増 扣

ャのかにがな ッ目か戸動る かかることもありに戸惑ったり慣り 可 プ とこれ 能 指 と 性が 生理 7 $\epsilon \sqrt{}$ 1 りた慣場 までうまく業 ル 合、 れ る のに じ シ が が場経時 ス務 6 起の営間テ体め ギ者がム制に

います。 解リットを がないた ないた ないた ではないた (3) る 1 いため、 棄する企 とマ 感 す じら うぐに ニュ 企業も散見 れず認証登 れず認証登 たる 登持る成 にわ成く 7 をメけしい

す

す。 認 と 生 適 こなって 識 じ切 ることです。 れす 行ら I S O 底 わは させ n Ι てらいの せることが重要に対する理解の。組織内で一つの運用活用が ・丸らが

Ι S 0 認 証 0) 取 得 方 法

Ŧî.

前

認 ン バ証組事 の責 織 体 具任者やプロジェな体制を明確化して 確 制 しま す。 営者 クト Ι S はメの

そし ま善 1 す で す る れをもとに ている、内部監査を内部監査を 7 て、 I S O ることを ŋ 会や ます I S O 従 つて改善点を見るのの主規な ルを文書作成します。〇9001規格要求で改善点を見つけ改す。業務内容を洗いす。業務内容を洗いる。 うり問題ない 血査を行い。 に運用と改き 大 き宣 意 /をチェ Ι プ づ め善を重 い運 S 口 H か、対 ジェ社 ッ 0 Í ク が すった住を取 マね

さ合 ずン効 ルトシステンス 選用状況 (審せに 効 は巣 は文書を改定しな 善の 4 認し、効果のを更新しい。最後証や効素 社 があ 内 マ率 ネ的 るはジか 定 着場必メつ

査ます。 定 段 の審 1 段 階 審 査

Ţ

もに第認 ズ 0 シ レが類段証階 ス 7 I S 審 査 階 立は数 查審発查 11 查行 な 0 で 回自い 9 行体か 0 マ ニュ わのを 0 審 ア れ見 確 1 査 ル 認。 6 直 0 規そ . . かし 月を書格の主

> ŋ てに と 5 登録申 ず。 価 で中た 録しま つ段 お 1 ź I S O 11 ょす。 。 て適 す。 晴 請 心運審ほ を 7 行 切 の実が・・ 認定、 要 地 で Ι か を 求 定 で ŋ 事 確 て 0 \$ 証申 有 一請が下 が真すべいるか が たした たした が たした の請 発

が対い当持の取得 が策る初審更得 がか、軍を審託 を受 審 . . 査 認 取も大切です。 同題が正しく行れているから ではなく、 かではなく、 かではなく、 かがます。 ح 証 てが正続年後 1 は ります。 るかのの上じた場合 (3 $^{'}$ 年 。継 0 わ 口 13 続取2合 の 合れ 0) 1 維回 て 証

で更得事価けす新ら項値る 心ことは のれがな れにの る沿向もっ上 、ど負 か もって 5 一言です。 の担 _ で運 分 となることも 7 す。 で言うと、 は メ 1 I S O 拡 IJ す 14 0) 事れ しょう。 ッ か 認 前準確 卜 証 で 向 b 0) 大多備実産業 を け T

NISAの抜本的な拡充や 化、相続時精算課税制度の しや相続税の計算上加算す す。また、消費税のインボ す。また、消費税のインボ 者免税事業者の負担を軽減 る免税事業者の負担を軽減 る免税事業者の負担を軽減 などが行われます。 などが行われます。 い課税事業者とな を整 さらに、 1減する 見 直 理

令和5年度 税制改正(案) のポイ

範 託

つ

み

たて

NISAとジュ

ア

N I S A K

は一

般

N I S A

円一が

下の中人

法

以定

表1 改正項目タイムスケジュール

(○減税、●増税、一どちらともいえない)

2023年 (令和5年)	4月 ● 教育資金、結婚・子育て資金 一括贈与の見直し		教育資金、結婚・子育て資金の 一括贈与の見直し		
	10月	_	消費税のインボイス制度が始まる		
2024年 (令和6年)	1月	•	帳簿の提出がない場合等の過少 申告加算税等の加重措置の整備		
		0	新NISAの運用開始		
		0	相続時精算課税制度において 110万円の基礎控除が可能に		
		•	暦年贈与における相続前贈与の 加算期間の延長開始		
	4月	•	森林環境税が施行		
2025年 (令和7年)			1月	•	極めて高い水準の所得に対する 負担の適正化
		_	扶養控除等申告書の記載事項の 見直し		
2026年 (令和8年)	1月	_	個人事業の開業・廃業等届出書 の提出期限の見直し		
2027年 (令和9年)	1月	_	源泉徴収票の提出方法の見直し		
		_	納期の特例申請・青色申告承認 申請・青色専従者給与の届出・ 給与等支払事務所の開設等届出 についての簡素化		

年以降となる項目だ表のとおりです N ・ます。 囲の N I S 前の改正項目で適表のとおりです。土な改正項目の適 売却で は、 Ι S で A 購 益 Α 0) 益や配当金が、 購入した株式やご 場合 課 拡 税 充 自 で適用時 ક્ 適用時 なる なお、 制一投資 制 職して 期 ル での信制

> 率 中 の小 延 企 長 業 者 等 対 する 軽

表非な参課る など な参照)。 今回のi 今回のi Ι ع S なる 有 Α 有期間が無期限の改正により、 めら保 などが拡充されます(下 が あ られていました。 体有期間や非課税 ŋ, 限となり、 n 非課 ぞ 税れ 税 枠 非

下の部分の税率が15%となの法人を除いて年800万中小企業者等については人税の税率は23・2%です 减 は 税 万 す

で31がて る となり 2 軽 日 11 ま 年 ま 減 ず。 でに開始する事 延 税 **/ます**。 長さ 率 ح が の時 軽 限 令減的 和税 に 設 7 率 年のけ3特ら 年

度

ま月例れ

表 2 NISA の改正点

	一般 NISA	つみたて NISA	ジュニア NISA	改正案
非課税保有期間	5 年間	20 年間	5 年間**	無期限
年間非課税枠	120 万円	40 万円	80 万円	つみたて投資枠: 120 万円 成 長 投 資 枠: 240 万円
非課税限度額	600 万円	800 万円		合計 1,800 万円 (内、成長投資枠は、1,200 万円)
その他			2023 年で終了	

※ 2023 年末以降に非課税期間が終了するものについては、18歳になるまで非課税で保 有を継続可能

3月号 — 4

改 IE. 項 Ħ 夕 1 4 スケジュ ĵ

時期が今 は、

続 時 精 算 課 税 制 度 0 見 直 し

額 に

する た財 ح になります。 産 ^石続時精算 産の贈与を れにより、 で、 照与を し 税制になること 次世代に資産 特算課税制度な り、生前にまか

か ら 令 令和れ 間日され、 ます1 1 日 以 降 0) 贈 与

の暦 加年 算贈 舞期間のお畑与にお 延長 相 続 前 贈

税よ のり与相 課取が続 税得 あが 価 つ 開 画格 に た場 した場し 加産合た 算の 前 価 そ 3 額贈は ま す。 の相与になった。

> 相続 はお性 する る 1 1 0 を 資 月加 高産の 3 税 0 贈延 財 1 長 の課税価格に加算され た残額 た残額が、屋から総額回について です。 てな ま

の教 一育 括資 **贈女、** お婚・子芸 しと延 育 7 長資 金

与税の非課税制度を適用した場合、教育資金管理契約の終了合、教育資金支出額を控除したら教育資金支出額を控除したら教育資金支出額を控除したものとみなされます。したものとみなされます。したものとみなされます。したものとみなされます。これものとみなされます。これものとみなされます。これものとみなされます。これものとみなされます。 の育 税の 度括 の用に

それ ぞれ 額があった。これた年齢にいたのでは、これた年齢にいた場合では、これがある。

> の税 税が 率課 税されます は 般税 率

月資前さで税の 31金記れに制一 まで延長され 31日まで、結婚・子金の一括贈与は、令記の改正が行われたれることになっていま 行 度 育 贈 わは贈資れ与贈 与 n 、与金、 は、 た贈与に 〒和5年3月31日まに係る贈与税の非課 ます。 つい いましたが、ついて適用

の月資前

ボ 1 ス 制 度 0) 負 担 調 整 措 置

1

すかこ 額 を、 そ 5 事事 業者 5 業者 0) 0) ラ令和8年9月30日までで制度は、令和5年10月1日。 2割とすることができます。 課税標準額に対する消費税額事業者が納付する消費税額 免 13 事 になることなどによ 税点制 度の適品 足用を受け - ス発行 によって

記で係以 下の恵また、 され場 払事 た合業課 簿はのは売んの、額、上 が課高 の定1税が 万仕 _ 保の 存事円入定 に項未に額

> ら令和る仕入 11 れ 税 年は額 9 令 控 月 和 30 5 が 日年 日までです。 年10月1日 な認められた

電 子 簿等 保 存 制 度 0) 7見直 し

たことに シ ス 的電 テム 記子 録 取 つき 対 の引 について緩和措置など点から、検索機能の確定がら、検索機能の確があるほか、他者から受領を指がの間一性が確ないがのでがあるがあるがらが関に合わなかった。 保の 存取 引 制 度 iz 9 保る電 (V

無申 告 加 算 税 0) 引 上 げ

25 加 申 通 き 超 納 の 円 税 % 算 告 知 上 え 付 割 を 額 5. 算税は、納付すべいの場合は、 5. 算税の場合は、 6. 算税の。 6. 算成の。 6. これ 無期申限 % 万に円 れが、%万き 調 告後査引を



使憩時間 (用者は、これを超えて労働さ、時間を除く。) が定められ、 間の労 上働 限基 1 日 8 原 時則 13 間。 として1 お 1 、ては ずれ 分分働 週 も間 休 40 時

要です。 った 0) 較的容易ですが、研修時間ものとして判断をすること 使 用者働 時 間の時 指揮数 は 労働 命の 令算出 時 間 に で 業務 お た

> 合もありまれのように、い す 断するときに迷う 働 時 間 K 該 当 す 場 る

するもの、 て 今回 は、 をします。 該当しないも 労働 時 間 に の É 該 9 当

労働 時間の考え方

次のよう 程のため ためれた とを 労働時間 のように示されています。 のために 関するガイドライン」では、 置 間 使用 20 とは、 か n 用者が講ずべき措 画時間の適正な把 1 7 7 い使 る用 1 時 者 月に策 間 0) のこ 指

- のことをいう。 揮命令下に置か 労働時間 命令下に置かれて 問とは、 たている時間使用者の指
- する時間は労働時間に当た示により労働者が業務に! 使用者の明示又は黙示 は、 、労働契約、就業規労働時間に該当する の行為が使用者の行為が使用者のいかんによる。 然示の指 「たる。

定(36協定)」の締結・届出が必間外労働・休日労働に関する協なお、超過する場合は、「時

せてはならないとされています。

0) (ある。 指 協約等の定め **価することができるか否揮命令下に置かれたもの** 労働者の行為が使用者 に定 まるも

用 者 0) 指

> れ、為 てい されるかどうかは、 のである。 た等の が使用が 又はこれを余儀 個別具体的 者から義 状 況 に判 0) 11 有 断され 成なくさ 務付 る 無等 ځ 働 対者の価 かれ る

労働 時間の 該当 . 非該当

(--) 該 ら、 别 働 0) 時 事 間 例 に該当り り上 するも げ な 0 が

ります。 いれ れらの受講等が 研修・教育部 るか否かなどが

〈労働時間に該当する事 例

- る時間 **労働安全衛生法に定めら** すれ
- 分の対象とされていたについて、就業規則で が参加で加 う つ使 できないなど、 できないなど、事実上参加加によって業務を行うことの対象とされていたり、不ついて、就業規則で減給処ついて、就業規則で減給処 いて、休日に参加さ用者が指定する社気制されているもの。 の実上 パートのは外研修 外

を見 に就 出 \$ くことができないとされ、学しなければ実際の業務 務に従事しているところ あ 5 務 5 かじめ先輩 さ

・ 研修・教育訓練について、 労働時間に該当しない事例) 7 いる場合の業務見学。 修

- 業務 研 田参加のもの。 れて いな
- 受けることなく勤 とった上 し、使用者からの指揮命令を一人でまたは先輩社員に依頼 償 で使用することの許可 で、 自ら 申し 務時間外に 出て、 を
- 行う訓練。 催 習 している任 · ※ が な 英会話 玉 人講 意 参加を は の呼 務 とは 英会 んで

|示があった場合に||機時間

研

当する業務

社

は員がそ

る

質

る で 当 「手 します。 待時 間 してい **さ** 、る時 れ 、時で 時間い 働 事 が動る 働 へ な い い ら こと 時 間わ状離 にゆ態れを

応する必要はな眠の時間につい ませ る場合には、労働! ん。 仮眠 こついて、 はなく、 室などに 時間に該な保障され、実際に 話 お

は次のとおりです。労働時間の前後の の後 時の 間時 の間 扱

13

〈労働 備行為(着用を義務付けられを命じられた業務に必要な準使用者の指示により、就業 のた 所定の服 時 時間 に該当する事 装 への 着替え等) 例

内た だおいて! だ後始末(ii 業務終了! 八(清掃等)、 て行った時 等)を事業務に関す 業場し

自

由な利用が保障されている

るような場合。 衣時 間 0 に該当しない事 **七からの着用を認めての着用が任意だった** で間について、制服や からの着用を認 間について、 例》

回 避 や会 社 0) 専

> · 会が 自 ス ような 0) 業務 間 に発の の業到的確

間 直 行 直 帰 出 張 に 伴う 移

で移時 す。 動 詩 間 0) 扱 11 事 次 0) ح お

行っている場合。 業務 指示を受け、 に該当する 業 務 を

(五)

労働時間

労働時間に該当しない事 ず、 労働時間に該当しない事例〉を受けながら行っている場合。 く、移動手段の指示も受けず、 、業務に従事することもな移動中に業務の指示を受け の監視など別 0) 示

ため、自宅から取引先に直行置された浄化槽の点検業務の、 取引先の会社の敷地内に設ような場合。 する場合 合。 行の設

す 6 開日に当たる4 遠方への出車 出 休先 日に 休張 の移 H で、 移動に、 仕 動 L 時間で言事日 泊かの

、ませ

基

法

0)

通

達

出が労の 道 (積 給 務 した場合等を除きます)。積極的な私的行為で寄り 付 出 何の対象となりに因性が認められて機的に業務遂行 務張 間指中 象となり得 な時 場は にます 合別 んは段

、一般重要、の種類により扱いが異なりの種類により扱いが異なりの種類により扱いが異なりの種康診断については、健康診断に会に、一多全衛生法に定められた 労働安全衛生法 健康診断 般健 康 総診断 共なります。 健康診断

義務を課したもの一般的な健康の確 では ため b 遂 行とのでは には事業者の負担すべきものめに要した時間については当のではないため、その受診の 間への算入を義務付けられのであるとされています(労 なく労使 への算入を義 関連に 時間については当ため、その受診のにおいて行われる。 ものであり、業務事業者にその実施 確保 般 して定めるべ 健 を 康 図ること 診 断 は 0)

者が支払うこと である。 てい 要した時 ることを 円 ・ます。 産営の不同の健康 が間 0) まし 賃 金 可の を事 欠確 事ぞ条は

健 康

労働時間 7 います。 それなにる る 0) 従 はら絡特 を 事 原定がなが、原産いでは、原産いでは、

(1) 「要する時間は労働時間と解され、法定労働時間外に行われたれ、法定労働時間外に行われた。」 要する時間は労働時間と解さ

そ の 他 の 取 b 扱

基者バ 7 \$ *種に応う回取 ス・ 準、 0) 分労働 ŋ 関 ま す 夕 応じた基準等 医 ク る即取の 師時 0) ŋ 間等の改善のためのシーなど自動車運転 (例えば、トラック・ 上 研鑽 扱 げ たも に係る労働時 0 が定めら 通 0) 達 0) な ほ か n

見過ごせないスリープテック

睡眠時間は削るもの、と日本では思われがちですが、コロナ禍を経て心身ともに健康的な状態に備えることが重視され睡眠の重要性が注目されています。

経済協力開発機構(OECD)の2021年版調査によると、日本人の平均睡眠時間は7時間22分と対象33カ国のうち最下位を記録しており1位のアフリカより2時間近く短く、さらに、厚生労働省が公表したデータによると睡眠時間が7時間以下の人の合計が67.7%に及び日本人は全体的に睡眠不足であると言えます。

睡眠は、体調や労働生産性に直結します。 企業にとって従業員の健康維持・増進を行 うことは医療費の適正化や生産性の向上、 さらには企業イメージ向上等につながり、 そうした取り組みに必要な経費は単なる「コ スト」ではなく、将来に向けた「投資」であ ると捉えられる「健康経営」の実施が重要 となってきています。この健康経営を支えるのが「スリープテック」です。スリープテックとは、睡眠の「Sleep」とテクノロジーの「Tech」を掛け合わせた言葉でセンサーやアプリといったIT・AIなどの技術を活用し睡眠前の環境、入眠から睡眠途中の覚醒や起床までの定量的な取得データを分析しフィードバックを何らかの形でアウトプットする機器・サービス・システムです。

スリープテックの世界市場は7年後の2030年には約10兆円と現在の4倍ほどに膨らむと見込まれています。脳波による睡眠解析を行い睡眠障害の兆候を探心たり、腕時計型端末で覚醒時と睡眠時の心まで、腕の動きを分析することで眠りについた時間や深さなどを測定し精神疾患リンクを提示する機能の開発に乗り出すなよっなは、企業の積極的なす。健康経営の視点からも、企業の積極的なり組みにスリープテックが一役買いそうです。

めかない とがあり イデアは フォルト・モード・ネットワーク」 ひらめきとかかわるのが 「デ 行 したり、散歩しないう神経活動で としてみる」 仕 らめ 事を すると急 1 まな そん す。 7 た か \mathcal{O} んなときは「ぼー いっこうにひら がなと煮詰まるこ 急にひ です。 ると何 が一番 め **ത** S トぼ 5 秘 んやり 1

ŧ

でひらり でひらり にいなかったものがったりを発見したりするのです。 ここうんうん頭を抱えて、 ここうんうん頭を抱えて、 でひらりまるのです。 と思っていり様々ない がネカッ ド ットう 々に か つていいり なると自 時 にデフ い直記 憶情 まが 活性 ロ分を振り! らす。脳が! い報 才 を物 ħ ル ませ 解決できる 1 つながる Ŧ る状態 がつな , このモ と いです。 返っ 行 ...か日 ĸ る 7

寒暖差疲労対策

3月になり冬から春になるにつれ寒暖差の大きい季節となりました。だるい、疲れがたまることはありませんか?

それは「寒暖差疲労」かもしれません。 寒暖差疲労とは、前日との気温差や、一日 の最高気温と最低気温の差が7度以上ある 時に起こりやすくなるもので体温を調節す る自立神経が過剰に働いて倦怠感、冷え性、 頭痛、肩こり、胃腸障害などさまざまな症 状が出てしまう気象病の一つです。

冷暖房に頼りすぎるのはよくありません。 たとえば、昼間は気温が高いため2時間おきの換気で外気を室内に取り込み身体を冷 やしたり、夜は気温が低いので温かい飲み 物を飲んで体を温めるなど一日の中で意識 的に寒暖差をつけることが自律神経のト レーニングになります。

自立神経は首や耳の周りに集まっています。仕事の合間に首肩の筋肉をストレッチ したり耳をつまんで前後に回したりすることも自律神経の働きを整えるのに有効です。